

## 相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書について

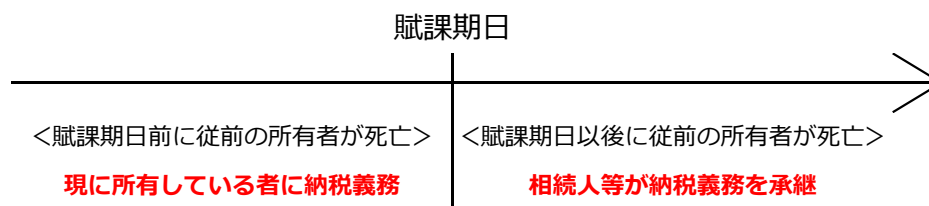
### ○相続人代表者について

町税の納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務は相続人に承継されますので、被相続人の町税に関する書類を受領する相続人（相続人代表者）を指定していただいております。納付が完了していない税金がある場合には、その納付についてもお願いしています。

### ○固定資産現所有者について

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）時点の登記名義人等に課税することになっていますが、登記名義人等がお亡くなりの場合、賦課期日時点で固定資産を現に所有している者に課税することになっています。

相続登記の名義変更手続きが完了するまでの間、賦課期日時点での現所有者（主に相続人）の方が、被相続人が亡くなった翌年以降分の固定資産税を納税義務者として納付することとなっています。



### 固定資産税に関する「相続人」、「現所有者」について

- ◎相続人・・・被相続人の納税義務を承継する方。被相続人が亡くなった年以前の固定資産税の納税義務にのみ関係します。
- ◎現所有者・・・固定資産税の登記（未登記）名義人が亡くなり、相続が発生してから名義変更手続きが完了するまで、主に相続人がその固定資産税の「現所有者」となります。

### ○「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」について

固定資産を所有している方が亡くなられた場合には、「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。

上記のとおり、性質の異なるものではありませんが、相続人と現所有者は同一の方となる場合が多いため、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっています。

この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。

※この届出により相続が確定するものではありません。

問合せ先

城里町役場税務課 固定資産税グループ 電話：029-288-3111（内線122・123）